

第2回原子力災害合同対策協議会（PAZ内住民の避難状況の確認）



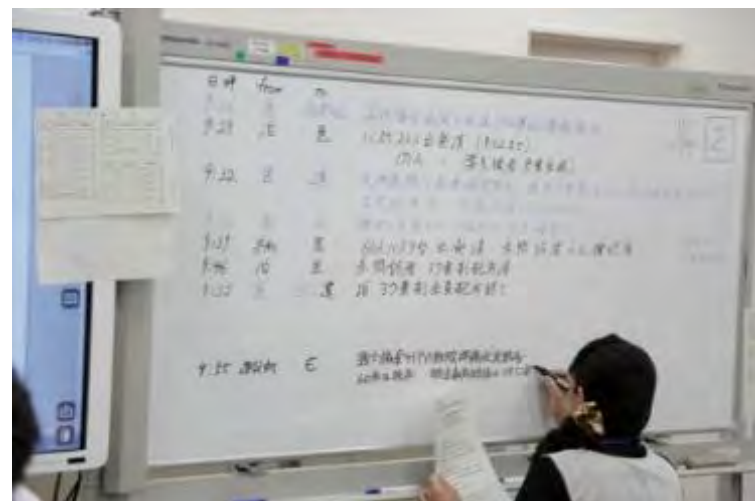
電子ホワイトボードを使用した検討



避難状況の把握（ヘリテレ）



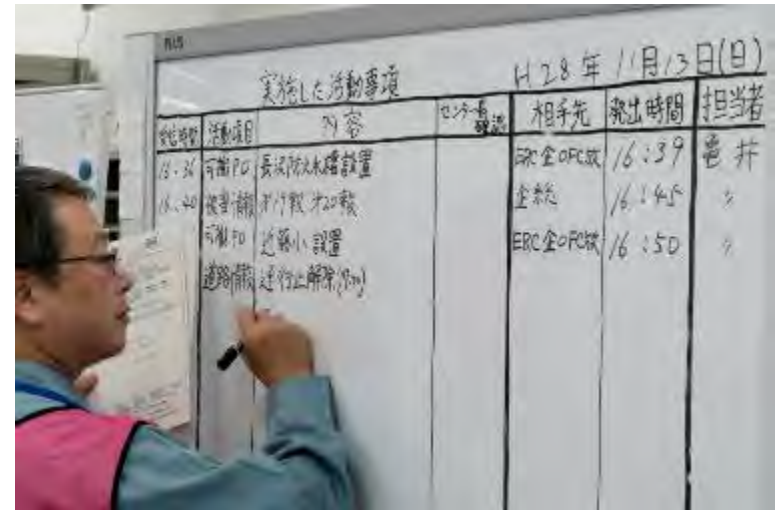
実動組織の活動状況の把握



ホワイトボードへの入手情報の記録



EMC と放射線班の調整



EMC 活動の記録



緊急時モニタリング結果の確認



EMC とプランチームの調整

一時移転等の対象となる地区

岩内町大浜地区の一部、岩内市街地区、野東地区、円山地区、敷島内地区における全ての住民を対象に、一時移転を実施
(6地区13,428人)

<避難に際しての基本的考え方>

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。(対象者数 41人)一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 一時移転対象者(社会福祉施設の入所者)は、一時滞在場所(北海きたえーる)を經由して、札幌市の避難先へ移動。移動には、施設所有車両又はバスを使用。
- 1 なお、一時移転までの間、自宅損壊等により自宅での屋内退避が困難である場合には、自治体により設定された近隣の避難所等にて屋内退避を実施する。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

岩内地区住民の一時移転の概要

岩内町

地区	出発地点	移動手段	人数	避難退域時 検査所	避難先
野束	岩内あけぼの学園	バス	26人	後志総合振興局	伊達市内及び清水町内の施設
野束	コミュニティホーム岩内	福祉車両	6人		札幌市内の施設
宮園	岩内厚生園	福祉車両	7人		函館市内の施設
栄	グループホームそよかぜ	福祉車両	4人		札幌市内の施設



一時移転等の対象となる地区

神恵内村神恵内地区、赤石地区、珊内地区、川白地区における、全ての住民を対象に一時移転を実施(4地区923人)

<避難に際しての基本的考え方>

【一時移転】

- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。(対象者数 923人)一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 一時移転対象者(社会福祉施設の入所者)は、一時滞在場所(ガトーキングダムサッポロ)を經由して、札幌市の避難先へ移動。移動には、自家用車又はバスを使用。
- 1 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、近傍の放射線防護施設へ移動を行う。
- 1 なお、神恵内村珊内地区は、国道229号線の道路不通により孤立していることから、一時移転住民の一部をヘリによる移送を実施。悪天候の場合は道路啓開後、車両による移転を実施するまで屋内退避を実施。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

神恵内地区住民の一時移転の概要

資料38



神恵内村

地区	出発地点	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先
神恵内	神恵内村役場	バス	23人	スペースアップル よいち	ガトーキングダム札幌 (札幌市)
神恵内	神恵内村役場	自家用車	2人		
珊珊内	珊珊内ヘリポート	ヘリ	6人		

一時移転等の対象となる地区

積丹町美国地区、婦美地区、丸山地区、幌武意地区、入舸地区、日司地区、野塚地区、西河地区、来岸地区、余別地区、神岬地区、古平町泥の木地区、鴨居木地区、廻り渚地区、歌棄地区、沢江浜町地区、沖町地区、西部地区における、全ての住民を対象に一時移転を実施
(18地区5,605人)

<避難に際しての基本的考え方>

【一時移転】

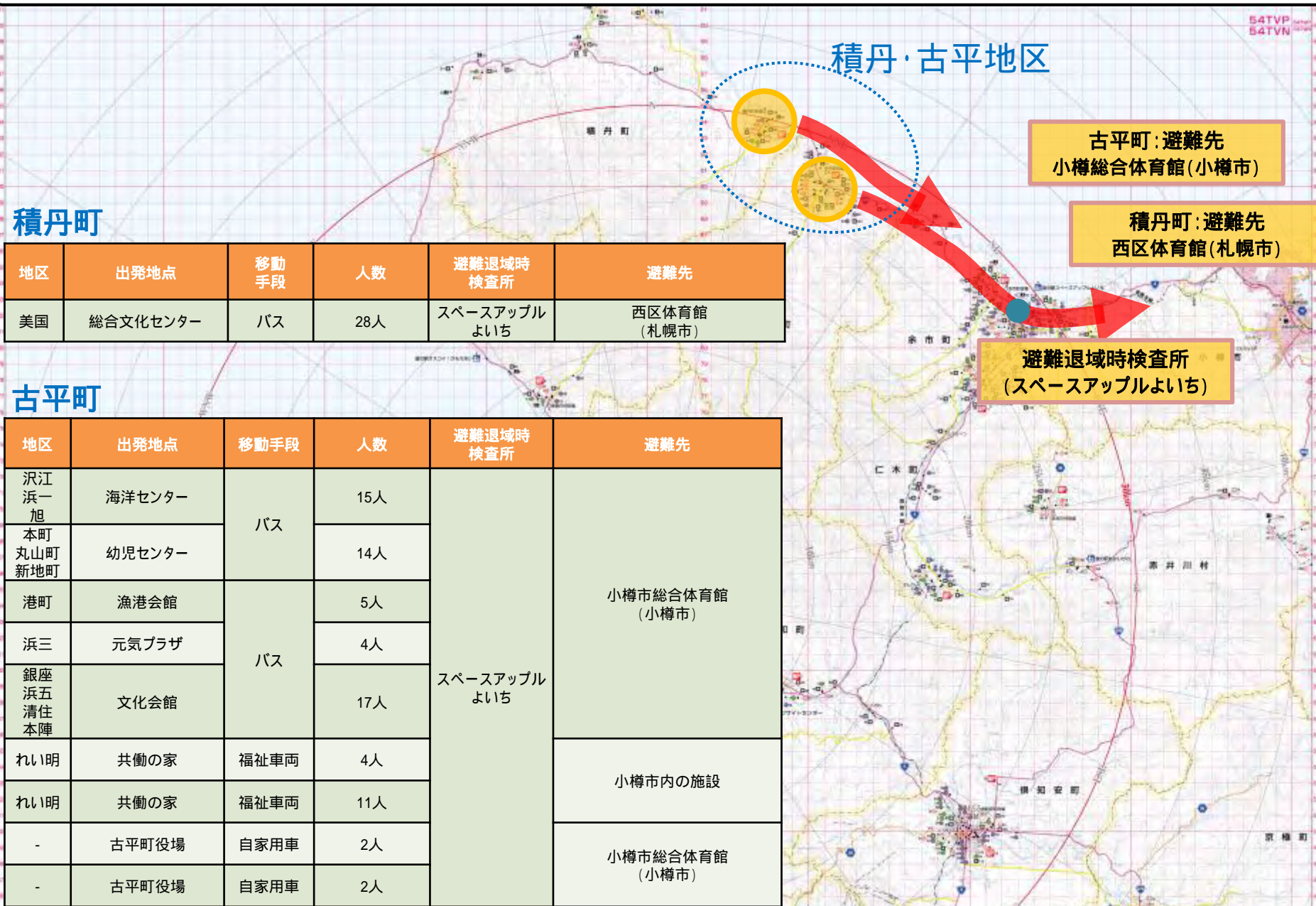
- 1 対象となる地域の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転を実施。(対象者数 5,605人)一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 1 一時移転対象者(社会福祉施設の入所者)は、一時滞在場所(積丹町:札幌市西区体育館、古平町:小樽市総合体育館)を經由して、積丹町は札幌市の避難先へ、古平町は小樽市内の避難先へ移動。移動には、自家用車又はバスを使用。
- 1 避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者については、容体、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、近傍の放射線防護施設へ移動を行う。

【地域生産物の摂取制限】

- 1 対象地域の地域生産物の摂取を控えること。

積丹・古平地区住民の一時移転の概要

資料40



積丹町

地区	出発地点	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先
美国	総合文化センター	バス	28人	スペースアップル よいち	西区体育館 (札幌市)

古平町

地区	出発地点	移動手段	人数	避難退域時検査所	避難先
沢江 浜一 旭	海洋センター	バス	15人	スペースアップル よいち	小樽市総合体育館 (小樽市)
本町 丸山町 新地町	幼児センター		14人		
港町	漁港会館	バス	5人		
浜三	元気プラザ		4人		
銀座 浜五 清住 本陣	文化会館		17人		
れい明	共働の家	福祉車両	4人		
れい明	共働の家	福祉車両	11人		小樽市総合体育館 (小樽市)
-	古平町役場	自家用車	2人		
-	古平町役場	自家用車	2人		

一時移転指示文(総合訓練)

資料41-1

指示文(岩内町)

指 示

平成28年11月14日11時40分

北海道知事 殿
岩内町長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道岩内町^{いわないちょう}大浜の一部、岩内市街^{いわないしがい}、野束、円山、敷島内の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。

・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道岩内町^{いわないちょう}大浜の一部、岩内市街^{いわないしがい}、野束、円山、敷島内の地域生産物の摂取を控えること。

指示文(神恵内村)

指 示

平成28年11月14日11時45分

北海道知事 殿
神恵内村長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道神恵内村^{かちえないむら}の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。

・北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道神恵内村^{かちえないむら}の地域生産物の摂取を控えること。

指示文(積丹町、古平町)

指 示

平成28年11月14日11時50分

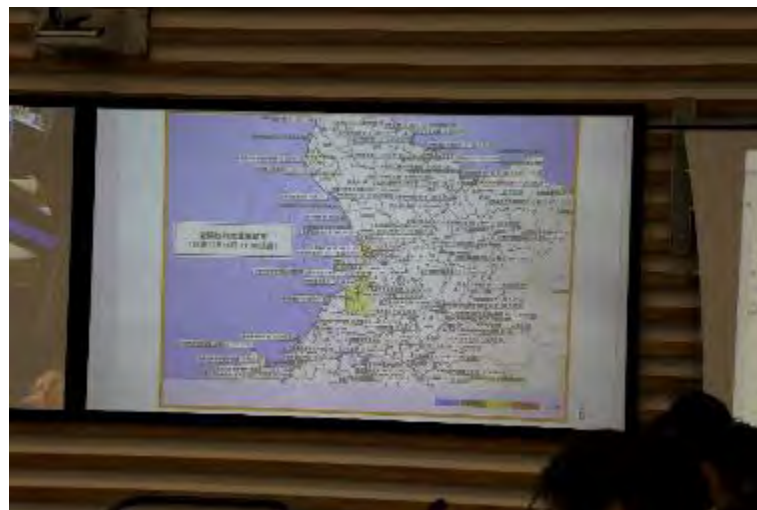
北海道知事 殿
積丹町長 殿
古平町長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

北海道電力株式会社泊発電所第3号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づき下記のとおり対応するよう指示する。

記

- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道積丹町^{しゃこたんちよう}美国^{びくに}、古平町^{ふるひらちよう}の住民は、安定ヨウ素剤の配布を受け、一週間程度内に一時移転をすること。また、一時移転に際しては、避難退域時検査を受けること。
- 北海道電力株式会社泊^{とまり}発電所のUPZのうち、北海道積丹町^{しゃこたんちよう}美国^{びくに}、古平町^{ふるひらちよう}の地域生産物の摂取を控えること。



第3回原子力災害合同対策協議会（UPZ一時移転の指示）



第4回原子力災害合同対策協議会（UPZ一時移転の実施状況の確認）